

A Vに出る約束（契約）に誘われた方や契約をした方へ
（AV 出演被害防止・救済法を説明しています）

A V（アダルトビデオ）の撮影は断れます。

「#8891」に電話するとA Vに出る約束（契約）について相談することができます。ぜひ、一人で悩まず相談してください。



この文章は、A Vに出る約束（契約）をした人を守るための法律について説明しています。

A Vに出る約束（契約）をした場合、どのような悪いことが起きるおそれがありますか。

例えば、次のような悪いこと（被害）が起きたとの話が多くあります。

- ①聞いていなかったようないやらしいこと（性行為）を撮影されるという被害
- ②撮影された映像が知らないうちに回ったり、いつまでも消すことができないという被害（「デジタルタトゥー」といわれています。）
- ③家族、友人、学校や職場の人などに自分がA Vに出たことを知られたり（顔がばれる）、知られないかとおびえたりするという被害
- ④A Vに出たことを知られて、家族や友人、職場の人とうまくいかなくなるという被害。



A Vに出れば有名人になれる、夢をかなえるにはA Vに出るのが近道だと言われました。どうすればよいでしょうか。

それはA Vにさそうための言葉です。

そのような話でA Vにさそわれ、悪いこと（被害）にあった方が多くいます。

信用せずに、すぐに周りの人や「# 8 8 9 1」に電話して相談してください。

A Vに出る約束（契約）をしました。断りたいのですが、どうすればよいですか。

A Vの撮影は、断れます。

A Vに出る約束（契約）をなかったことにもできます。迷ったら「# 8 8 9 1」に相談してください。



撮影されたA Vがお店に売られていたり、インターネットで流されています。止めてもらいたいのですが、どうすればよいですか。

A Vに出る約束（契約）をなかったことにした場合や約束（契約）を守らずにA Vが売られていたり、インターネットで流されている場合には、止めることができます。

「# 8 8 9 1」に電話して相談すれば、止める方法を説明したり、お手伝いします。ぜひ相談してください。

どのような場合に、ＡＶに出る約束（契約）をなかったことにできますか。

ＡＶの撮影をしても、そのＡＶがお店に売られたり、インターネットに流されたりするまでは、「契約を解除（かいじょ）する」と相手に伝えることで、どんな場合でも約束（契約）をなかったことにできます。

また、ＡＶがお店に売られたり、インターネットに流されたりしてから１年は、「契約を解除（かいじょ）する」と相手に伝えることで、どんな場合でも約束（契約）をなかったことにできます。

ＡＶがお店に売られたり、インターネットに流されたりしてから１年を過ぎたとしても契約をなかったことにできる場合もあります。ぜひ、「＃８８９１」に電話して相談してください。



注：どんな場合でも、契約をなかったことにできる（任意解除といいます）期間は、次のように「いつ契約をしたか」で違います。あなたが契約した日を確認してください。

○令和４年（２０２２年）６月２３日から令和６年（２０２４年）６月２２日に契約した場合

⇒公表から２年間

○令和６年（２０２４年）６月２３日～令和７年（２０２５年）６月２２日に契約をした場合

⇒公表から１年間か令和８年（２０２６年）１２月２２日のいずれか遅い日まで

○令和７年（２０２５年）６月２３日以降に契約をした場合

⇒公表から１年間

「# 8 8 9 1」に相談した場合、どのような対応をしてくれますか。

「# 8 8 9 1」に電話すると、お近くの相談先につながります。

相談先は、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」といいます。ＡＶに出る約束（契約）をなかったことにすることやＡＶが勝手に売られたりインターネットで流されたりすることを止めるお手伝いをします。生活について困ったことについても相談できます。



ＡＶに出る約束（契約）をしたときに渡された文書に相談先が書いてありますが、信用できますか。

ＡＶに出る約束（契約）をしたときに渡された文書には、国がつくった相談先やその連絡先を書くことになっています。

もし、不安に感じたら「# 8 8 9 1」に電話して相談してください。



A Vに出る契約をしたのですが、罰を受けることはありますか。

この法律では、A Vに出たことで罰を受けることはありません。

A Vを作っている人が罰を受けることはありますか。

A Vを作っている人が約束（契約）の内容や説明を書いた文書を渡さなかった場合にはA Vを作っている人が罰を受けます。

また、A Vに出る約束（契約）をなかったことにしようとするのを、A Vを作っている人が嘘をついたりおどしたりして邪魔した場合には、A Vを作っている人が罰を受けます。

不安に思ったら「#8891」に電話して相談してください。



A Vに出る約束（契約）にはどのようなルールがありますか。

A Vの撮影は断れます。また、A Vに出る約束（契約）をなかったことにできたり、A Vの販売・配信を止められます。

そして、A Vに出る約束（契約）をした人を守るため、次のようなルールがあります。

- ①約束（契約）をする場合には、どのような約束（契約）かを説明した文書を渡さなければいけません。
- ②約束（契約）を説明する文書もらった日から1か月は撮影をしてはいけません。
- ③どのようなA Vが売られたりインターネットに流されるのかを前もって確認することができます。
- ④撮影してから4か月はA Vを売ったりインターネットに流したりしてはいけません。
- ⑤A Vに出た人が約束（契約）をなかったことにしても、もらったお金以外のお金を払う必要はありません。
- ⑥約束（契約）をなかったことにした場合や約束（契約）に従わずにA Vが公表された場合には、A Vが売られたりインターネットに流されるのを止めることができます。

